

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与（期末特別手当）について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年度から報酬（給与）を6.6%程度減額改定した。
ただし、減額にあたっては全減額幅の5分の1を毎年度減額し平成22年度に完成体となるよう経過措置をとった。

理事

平成18年度から報酬（給与）を6.6%程度減額改定した。
ただし、減額にあたっては全減額幅の5分の1を毎年度減額し平成22年度に完成体となるよう経過措置をとった。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成18年度から報酬（給与）を6.6%程度減額改定した。
ただし、減額にあたっては全減額幅の5分の1を毎年度減額し平成22年度に完成体となるよう経過措置をとった。

監事(非常勤)

平成18年度から報酬（給与）を6.6%程度減額改定した。
ただし、減額にあたっては全減額幅の5分の1を毎年度減額し平成22年度に完成体となるよう経過措置をとった。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,242	12,609	5,230	378 (地域手当) 24 (通勤手当)		
理事 (4人)	59,509	39,628	16,655	1,796 (地域手当) 937 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)		
監事 (1人)	13,829	9,235	3,831	277 (地域手当) 486 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	880	860		20 (交通費)		

注:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教員については「教員人事の基本方針」及び「教員配置の年次計画」を、事務職員については「事務職員配置の年次計画」を策定し、これに基づき中長期の教職員の人事管理を行う。教職員の配置に必要な中長期の予算計画は、人件費総額の適切な管理の観点から経営協議会で審議し役員会で決定する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものと考えるよう考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、事務系職員については自己点検・評価のシステムを整備し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させることを目指している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級の1級上位に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

基本給関係(平成18年4月から)

- (1) 号俸の4分割
- (2) 基本給を平均4.8%減額改定(給与カーブの平坦化)
- (3) 事務・技術職員の級構成を改正
- (4) 定額昇格制度の導入
- (5) 昇給制度改正
 - ・ 従来の特別昇給と普通昇給を統合し毎年1月1日に実施
 - ・ 55歳以上昇給抑制(昇給停止の廃止。技能・労務職員は57歳以上)
 - ・ 枠外号俸の廃止
 - ・ 多段階の勤務成績の判定区分による昇給
- (6) 初任給決定方法改正

手当関係(平成18年4月から)

- (1) 期末勤勉手当
 - 各期勤勉手当の標準を0.725月分から0.71月分とし優秀の分布を拡大
- (2) 基本給の調整額の改定(基本給に併せて減額改定)
- (3) 地域手当の導入
 - 調整手当を地域手当に改正(柏原市3%、池田市10%、大阪市10%)
- (4) 特殊勤務手当の改定
 - 休日の部活指導手当を4時間以上2000円、6時間以上2500円に改定

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 602	歳 46.6	千円 8,207	千円 5,937	千円 193	千円 2,270
事務・技術	人 121	歳 43.1	千円 6,015	千円 4,386	千円 159	千円 1,629
教育職種 (大学教員)	人 273	歳 50.2	千円 9,464	千円 6,753	千円 249	千円 2,711
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳 46.8	千円 5,054	千円 3,727	千円 132	千円 1,327
教育職種 (附属高校教員)	人 106	歳 47.4	千円 8,574	千円 6,302	千円 160	千円 2,272
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人 95	歳 39.7	千円 7,150	千円 5,286	千円 114	千円 1,864
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

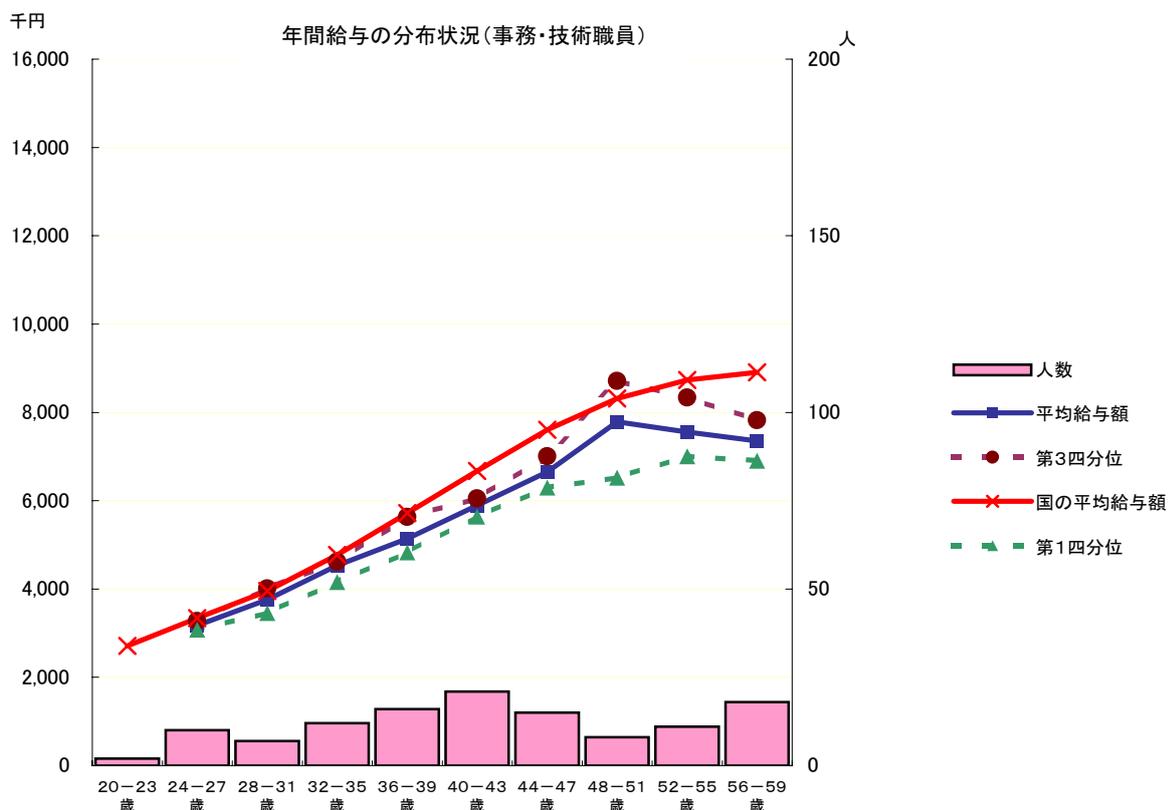
注2:常勤職員の「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(医療技術職員)」及び「その他医療職種(看護師)」並びに非常勤職員の「事務・技術」については、該当者が1名又は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師及び守衛である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

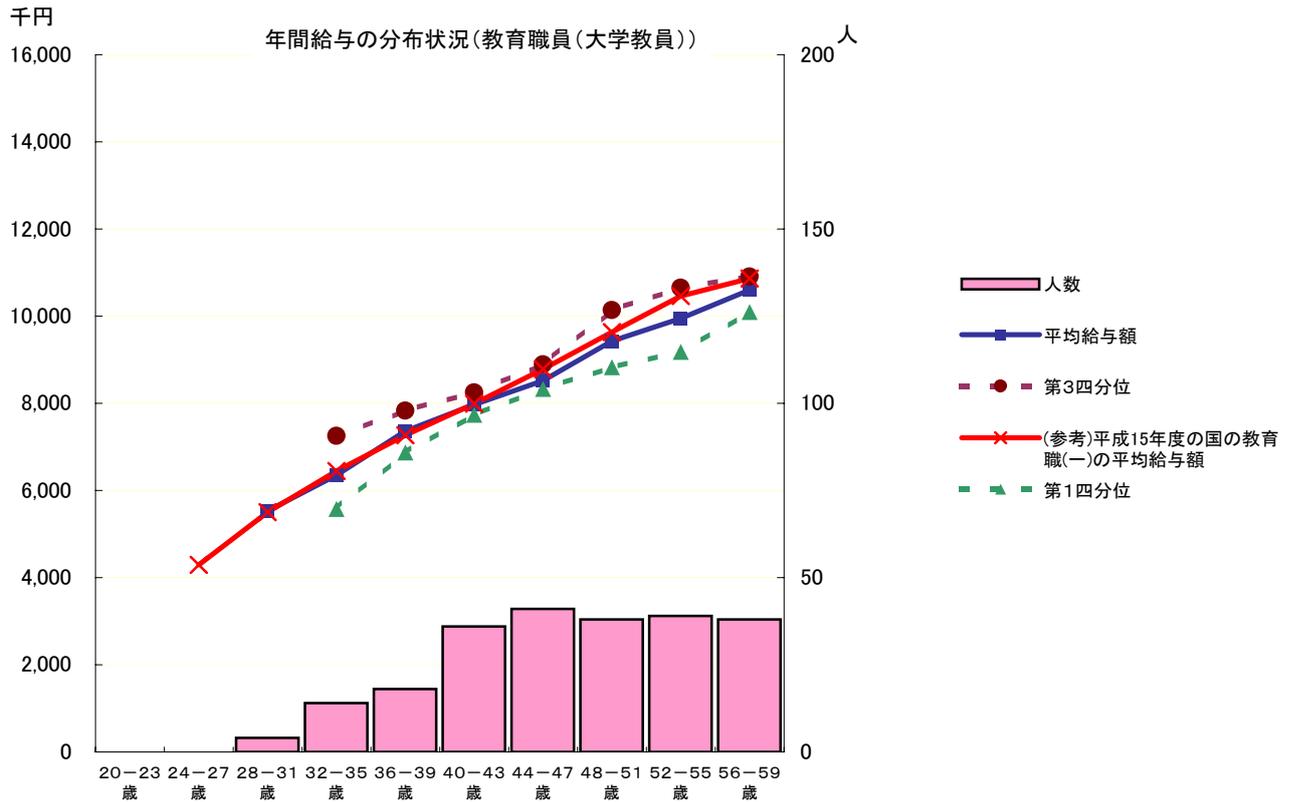


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:「20-23歳」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
課長	10	54.3	8,335	8,720	9,107		
課長代理	16	52.8	6,925	7,199	7,418		
係長	52	44.9	5,544	6,085	6,524		
主任	16	42.2	4,769	5,513	6,204		
係員	26	29.0	3,080	3,555	4,129		

注:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。



注:「28-31歳」については、該当者が4名のため、平均給与額のみとした。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	147	56.1	9,850	10,385	10,907
准教授	105	44.6	7,772	8,179	8,667
講師	10	36.3	5,837	6,557	7,313
助教	8	38.5	5,446	6,184	6,625
助手	3	37.2	—	5,032	—

注:「助手」については、該当者3名のため「平均年齢」及び「平均給与」のみの記載とした。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長 次長	次長 課長 室長	課長 室長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	121 人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	5 (4.1%)	13 (10.7%)	16 (13.2%)	59 (48.8%)	13 (10.7%)	15 (12.4%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	59 } 48	64 } 51	59 } 44	59 } 34	36 } 28	38 } 21
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,859 } 5,915	6,767 } 5,008	5,333 } 4,480	5,346 } 3,269	3,446 } 2,520	2,605 } 1,839
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	9,281 } 8,223	9,107 } 7,083	7,418 } 6,294	7,338 } 4,525	4,618 } 3,458	3,526 } 2,528

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	273 人	147 (53.8%) 人	105 (38.5%) 人	10 (3.7%) 人	8 (2.9%) 人	3 (1.1%) 人
年齢(最高～最低)		64 } 43	59 } 31	43 } 31	47 } 32	47 } 29
所定内給与年額(最高～最低)		千円 9,204 } 5,908	千円 6,769 } 4,236	千円 5,803 } 3,945	千円 5,021 } 3,907	千円 4,112 } 3,216
年間給与額(最高～最低)		千円 12,797 } 8,467	千円 9,485 } 5,974	千円 7,987 } 5,573	千円 6,971 } 5,446	千円 5,703 } 4,294

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	67.8%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	32.2%	33.1%
	最高～最低	36.7 }	35.2 }	34.0 }
		32.6	29.0	31.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68.3%	66.8%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.8%	31.7%	33.2%
	最高～最低	39.4 }	36.3 }	37.8 }
		30.5	27.8	29.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68.7%	67.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.8%	31.3%	33.0%
	最高～最低	36.7 }	33.6 }	33.6 }
		32.6	29.6	31.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.6%	67.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3%	31.4%	32.8%
	最高～最低	36.7 }	33.6 }	35.1 }
		32.2	29.4	30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

88.5

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

101.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

97.7

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,733,566	千円 5,919,141	千円 (%) △ 185,575 (△3.1)	千円 (%) △ 317,025 (△5.2)
退職手当支給額 (B)	千円 701,185	千円 704,569	千円 (%) △ 3,384 (△0.5)	千円 (%) 153,751 (28.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 445,020	千円 450,237	千円 (%) △ 5,217 (△1.2)	千円 (%) 16,400 (3.8)
福利厚生費 (D)	千円 763,738	千円 776,603	千円 (%) △ 12,865 (△1.7)	千円 (%) △ 14,716 (△1.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,643,509	千円 7,850,550	千円 (%) △ 207,041 (△2.6)	千円 (%) △ 161,590 (△2.1)

注: 「非常勤役職員等給与」においては、人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与、報酬等支給総額について、対前年度比が約1億8千5百万円の減額(3.1%減)となっているが、これは、常勤職員の採用を計画的に抑制したことによる人員削減を進めたこと及び一人当たりの年間給与額を全体的に抑制したことが主な要因である。

最広義人件費について、対前年度比が約2億7百万円の減額(2.6%減)となっているが、給与、報酬等支給総額の減額に加え、退職手当及び非常勤役職員等給与も前年度に比べて減額となったためである。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況(予定のものを含む。)
 - i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標のⅢ「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の3「人事の適正化に関する目標」において、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」と示された。
 - ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画のⅡ「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」の「人件費の抑制に関する具体的方策」において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」と目標を設定した。
 - iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	・・・	5,919,141千円
・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	・・・	5,733,566千円
・平成18年度までの人件費削減率	・・・	△3.1%
- ③ その他

・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」	・・・	6,160,885千円
・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	・・・	5,733,566千円
・平成18年度までの人件費の削減率(対人件費予算相当額)	・・・	△6.9%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし